

税理士・職員・ご家族のための

日本税理士共済会の 選べる医療保障 マイセレクト

無配当医療保障保険(団体型) *団体保障にご加入いただいていない方も加入いただけます。

— 募集のご案内 —

		申込締切日	責任開始日
中途 加入	第1期	平成24年5月10日(木)	平成24年8月5日
	第2期	平成24年9月10日(月)	平成24年11月5日
	第3期	平成24年12月10日(月)	平成25年2月5日
	第4期	平成25年3月11日(月)	平成25年5月5日

- 入院給付金日額 最高 15,000 円 (本人として加入の場合)
- 基本保障は、1泊2日以上入院・手術・死亡を保障
さらにご自身のニーズに合わせてさまざまなオプションを追加することができます。
- 本人の加入を前提に、配偶者・こどもの加入が可能
- 保険期間は1年間(平成24年8月5日～平成25年8月4日)
毎年見直せる掛け捨て保険でライフプランに合った保障を準備できます。

「一時払終身医療保険 ※」制度への切替が可能です。

65歳更新時点で医療保障マイセレクトに5年以上継続加入されている方は、以降の保障を今まで同様の掛け捨ての無配当医療保障保険(団体型)で更新(74歳まで保障)するか、一時払の終身医療保険に切替(無診査・無告知で移行)するか、どちらかをご選択いただけます。

一時払終身医療保険の詳細につきましては65歳更新前にご案内いたします。

※商品名称：無配当新医療保険2011(終身型)、販売名称：三井の新医療保険

ご意向(ニーズ)確認のお願い

「無配当医療保障保険(団体型)」へのご加入に際しまして、申込者さまのご意向(ニーズ)に合致しているかのご確認をお願いいたします。以下の「ご確認事項」をご確認のうえ、お手続きください。

..... ご確認事項

この保険は、病気やけがによる所定の入院等の保障を主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ(契約概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容等(主に以下の内容)について申込者さま全員(配偶者・子ども含む)のご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

- 保障内容(目的とする給付事由が含まれていますか)
- 保険期間(目的とする期間の保障となっていますか)
- 負担金(負担金の水準、払込方法、払込期間はニーズに合致していますか)
- 配当金(配当金のない商品です。ニーズに合致していますか)
- 保障額(保険金額、給付金額は必要な金額となっていますか)

■申込方法 同封の「選べる医療保障マイセレクト申込書兼告知書」に必要事項をご記入・ご押印いただき、返信用封筒で共済会宛にお送りください。

■申込提出先 日本税理士共済会

■責任開始期 平成24年8月5日

お申し込み／お問合せは

日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5F

TEL.03-5740-0321 FAX.03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com URL <http://www.zeirishikyosai.com>

制度の内容と取扱い

● ご加入いただける方

- 本人(税理士・専従者・職員) … 健康で正常に就業している平成24年8月5日現在満15歳以上69歳6ヶ月以下(昭和18年2月6日以降生まれ)の方
配偶者 … 本人の配偶者(公的医療保険制度(健康保険)の加入者であり、かつ同一戸籍の方)で健康で正常に日常生活を営む平成24年8月5日現在満16歳以上69歳6ヶ月以下(昭和18年2月6日以降生まれ)の方
子ども … 本人の子ども(本人が加入する公的医療保険制度(健康保険)の被扶養者であり、かつ同一戸籍の方)で健康で正常に日常生活を営む平成24年8月5日現在0歳~22歳6ヶ月以下(平成2年2月6日以降生まれ)までの方
- ※ 配偶者・子どもの加入は被保険者となることへの同意および本人の加入が前提となります。子どもを加入させる場合は、対象となる子どもは全員加入させてください。
 - ※ 配偶者・子どもの保険金額・給付金額は、本人以下での取扱となります。
 - ※ 夫婦ともに本人加入資格を満たす場合にはそれぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。
 - ※ 本人・配偶者については、74歳6ヶ月(昭和13年2月6日以降生まれ)まで継続して加入できます(但し、69歳6ヶ月超は基本保障1口を限度、オプション保障は継続できません)。
 - ※ 本会の会員資格を喪失した場合は、当制度から脱退していただきます。
 - ※ 本人が脱退したとき(死亡含む)は、配偶者・子どもも脱退となります。脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし保険料期間中は保障が継続されます。

● 責任開始期(加入日)・保険期間について

- ★責任開始期(加入日) 平成24年8月5日(午前零時)
- ★保険期間 1年間 発効/平成24年8月5日(午前零時) 終期/平成25年8月4日(午後12時) <毎年更新>
 - ※ 特にお申し出のない限り、74歳6ヶ月以下まで毎年自動的に更新します。
 - ※ 74歳6ヶ月を超えた方は保険期間満了の日を持って脱退となります。

● 中途加入・脱退について

- ・契約更新は年1回(8月5日)、中途加入は年3回可能です(下表をご参照ください)。また、職員の退職等による異動も各責任開始期での取扱いとなります。

	申込締切	責任開始期(各日午前零時)	終期
第1期	平成24年5月10日	平成24年8月5日	平成25年 8月4日 (午後12時) *毎年更新
第2期	平成24年9月10日	平成24年11月5日	
第3期	平成24年12月10日	平成25年2月5日	
第4期	平成25年3月11日	平成25年5月5日	

*第2・3・4期は中途加入扱いとなり、保険期間の終期はすべて平成25年8月4日となります。以後、平成25年8月5日より1年毎に更新します。

● 保険金・給付金の受取人について

- 本人の死亡保険金・災害死亡給付金については、受取人を個別に指定できますので、申込書にてご指定ください。(指定がない場合は約款に基づきます。)遺言による死亡保険金受取人・災害死亡給付金受取人の変更はできません。
- 上記を除く入院給付金・手術給付金・配偶者および子どもの死亡保険金・災害死亡給付金等の受取人は、主契約の被保険者となります。
- 介護給付金・三大疾病診断給付金の受取人は主契約の被保険者ですが、介護給付特約・三大疾病診断給付特約に加入している主契約の被保険者が介護給付金・三大疾病診断給付金の支払事由に該当した場合、当該被保険者が請求できない特別な事情があるときは、当該被保険者の同意を得て所定の範囲内であらかじめ指定した「代理請求人」が、被保険者の代理人として請求することができます。代理請求人は申込書で指定できます(指定がない場合は代理請求はできません)。

● ご加入申込時の告知について

ご加入申込時、健康状況についての告知が必要です。次の告知事項に該当する場合には別途送付する「被保険者告知書」を提出していただきます。告知書の内容によってはご加入いただけない場合もございますことを予めご了承ください。

1. 告知日から過去3ヵ月以内に、医師・歯科医師の検査・治療(指示・指導を含む)・薬の処方を受けたことがある。または、経過観察中である。(※虫歯は除く)
2. 告知日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたことがある。
3. 告知日から過去5年以内に、病気やけがで7日間以上の期間にわたる医師・歯科医師の検査・治療(指示・指導を含む)、あるいは7日間以上の薬の処方を受けたことがある。(※検査入院、内視鏡手術、レーザー治療、ファイバースコープ・カテーテル術を含み、正常分娩、人工妊娠中絶・虫垂炎手術・虫歯は除く)
4. 下記の病気で告知日から過去5年以内に、医師・歯科医師の検査・治療(指示・指導を含む)・薬の処方を受けたことがある。
(がん・肉腫・白血病・腫瘍・ポリープ・リンパ腫・異型上皮・潰瘍性大腸炎・肝炎・肝硬変・脾炎・腎炎・ネフローゼ・腎不全・子宮筋腫・狭心症・心筋梗塞・心臓弁膜症・先天性心疾患・心筋症・脳卒中(脳出血・脳梗塞・くも膜下出血)・不整脈・てんかん・糖尿病・高血圧症)
5. 告知日現在、聴力・言語・物をかんだり飲む機能に障がいがある。または、手・足・指の欠損や運動・機能障がいがある。

● 加入方法・払込方法について

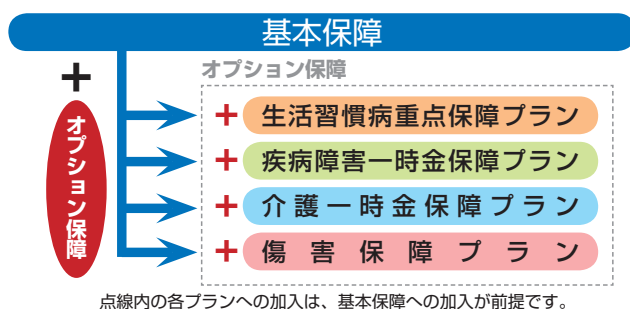
- ★加入方法 同封の「選べる医療保障マイセレクト申込書兼告知書」に必要事項をご記入・ご押印いただき、共济会宛にお送りください。(不足分はお申し出ください。)
- ★払込方法 ご指定口座からの自動振替となります。年4回払い、7月・10月・1月・4月各月の23日(営業休日の場合は翌営業日)。加入申込書受付後「預金口座振替依頼書・自動払込利用書(収加)」をお送りいたします。なお、配偶者・子どもは、本人と同一の口座よりの振替となりますのでご注意ください。
毎年初回(7月)の振替前に「口座振替のお知らせ」をお送りいたします(年1回)。10月・1月・4月にも同額を口座振替いたしますが、都度のご案内は差し上げておりませんのでご了承願います。

当制度は、日本税理士共済会が三井生命保険株式会社(引受保険会社)と締結する無配当医療保障保険(団体型)契約に基づいて運営されます。当パンフレットは無配当医療保障保険(団体型)に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づきます。詳細は4頁以降の「保障内容について」をご覧ください。

保障内容と負担金

● 選べる「医療保障」マイセレクトの給付内容・保障内容

選べる「医療保障」マイセレクトは、基本保障への加入を前提として、4種類のオプションを組み合わせることにより、加入者のさまざまなニーズに応えることができるものです。



点線内の各プランへの加入は、基本保障への加入が前提です。

■ご加入口数について

	基本	生活習慣病	疾病障害	介護	傷害
本人	1口～3口	1口 *注1 *注3	1口～3口 *注1	1口～3口 *注1	1口～3口 *注1
配偶者	1口～2口 *注2	1口 *注1 *注2 *注4	1口～3口 *注1 *注2	1口～3口 *注1 *注2	1口～3口 *注1 *注2
子ども	1口 *注2	—	—	—	—

*注1 プラン選択にあたっては、基本保障への加入が前提です。

*注2 本人の当該プラン加入および本人の当該プラン加入口数以下が前提です。

*注3 基本保障の口数と合算で3口までが前提です。

*注4 基本保障の口数と合算で2口までが前提です。

★ご加入口数の変更(増額・減額)は年1回の更新時のみとなります。

選べる「医療保障」マイセレクトは、以下の無配当医療保障保険(団体型)の主契約およびその特約により運営されます。

基本保障 ● 主契約入院給付金、主契約死亡保険金、短期入院特約、手術給付特約、家族特約(配偶者用)、家族特約(子ども用)、長期入院特約 IV 型

生活習慣病重点保障プラン ● 生活習慣病入院特約、生活習慣病短期入院特約、生活習慣病手術給付特約、生活習慣病長期入院特約 IV 型、三大疾病診断給付特約

疾病障害一時金保障プラン ● 疾病障害特約 **介護一時金保障プラン** ● 介護給付特約 **傷害保障プラン** ● 傷害特約

基本保障

加入口数は、本人最大3口、配偶者は2口、子どもは1口にて加入できます。ただし、生活習慣病重点保障プランと合算で本人3口まで配偶者2口までとなります。

配偶者・子どもは、本人の基本保障加入を前提として、本人基本保障口数以下でご加入ください。

*継続加入の場合で69歳6ヶ月超の方は1口が限度となります。

*基本保障および以下の各プランにおいて、給付金・保険金をお支払いできない場合がございます。詳細は6頁の「保険金・給付金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

入院給付金

責任開始期以後に発生した病気・けがで保険期間中に1泊2日以上入院のとき
1日につき(1口) **5,000円**

手術給付金

責任開始期以後に発生した病気・けがで保険期間中に所定の手術をうけたとき
1回につき(1口) **5万円・10万円・20万円**

死亡保険金

保険期間中に死亡したとき
*注 何口ご加入されても100万円です。 **100万円**

生活習慣病重点保障プラン

加入口数は、本人・配偶者ともに1口のみ加入できます。ただし、基本保障と合算で本人3口まで配偶者2口までとなります。配偶者は、本人の当プランへの加入が前提となります。

*三大疾病には、お支払いの対象にならないものもございます。詳細は4頁以降の「保障内容について」をご覧ください。

生活習慣病入院給付金

責任開始期以後の「ガン」「糖尿病」「心疾患」「高血圧性疾患」「脳血管疾患」を直接の原因として保険期間中に1泊2日以上入院のとき
1日につき **5,000円**

生活習慣病手術給付金

責任開始期以後の「ガン」「糖尿病」「心疾患」「高血圧性疾患」「脳血管疾患」を直接の原因として保険期間中に所定の手術をうけたとき
1回につき **5万円・10万円・20万円**

三大疾病診断給付金

責任開始期以後に「ガン」「急性心筋梗塞(こうそく)」「脳卒中」と診断されたとき **100万円**

疾病障害一時金保障プラン

加入口数は、本人・配偶者ともに最大3口まで加入できます。本人・配偶者ともに基本保障加入を前提として、ご加入ください。配偶者の加入にあたっては、本人の当プラン加入および本人の加入口数以下の加入が前提となります。

疾病障害給付金

責任開始期以後に発病した病気により保険期間中に所定の障害状態(別表1)になったとき
一時金(1口) **100万円**
※ 疾病障害給付金を支払った場合、特約は消滅します。なお、本人の特約が消滅した場合は、同時に配偶者の特約も消滅します。

介護一時金保障プラン

加入口数は、本人・配偶者ともに最大3口まで加入できます。本人・配偶者ともに基本保障加入を前提として、ご加入ください。配偶者の加入にあたっては、本人の当プラン加入および本人の加入口数以下の加入が前提となります。

介護給付金

責任開始期以後に発病した病気またはけがで保険期間中に所定の要介護状態(「要介護状態の定義(5頁)参照)になったとき
一時金(1口) **100万円**
※ 介護給付金を支払った場合、特約は消滅します。なお、本人の特約が消滅した場合は、同時に配偶者の特約も消滅します。

傷害保障プラン

加入口数は、本人・配偶者ともに最大3口まで加入できます。本人・配偶者ともに基本保障加入を前提として、ご加入ください。配偶者の加入にあたっては、本人の当プラン加入および本人の加入口数以下の加入が前提となります。

災害死亡給付金

責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または所定の感染症により死亡したとき
(1口) **100万円**

障害給付金

責任開始期以後の不慮の事故による傷害により、保険期間中に所定の障害状態(別表2)のいずれかに該当したとき
障害の程度により(1口) **10万円～100万円**

●基本保障・各プランの入院給付金・手術給付金・死亡保険金等は重複してお支払いします。

●詳細な取扱については、4頁以降の「保障内容について」をご覧ください。

●選べる「医療保障」マイセレクトの負担金表（3ヵ月分／1回あたり振替金額 ＊年4回払い）

（単位：円）

本人・配偶者	基本保障			生活習慣病 重点保障 プラン	疾病障害 一時金保障プラン			介護 一時金保障プラン			傷害保障プラン		
	1口	2口	3口	1口	1口	2口	3口	1口	2口	3口	1口	2口	3口
15歳～19歳（H5年2月6日～H9年8月5日）	4,455	6,840	9,225	450	30	60	90	30	60	90	120	240	360
20歳～24歳（S63年2月6日～H5年2月5日）	5,310	8,550	11,790	450	30	60	90	30	60	90			
25歳～29歳（S58年2月6日～S63年2月5日）	5,720	9,400	13,080	540	30	60	90	30	60	90			
30歳～34歳（S53年2月6日～S58年2月5日）	5,990	9,940	13,890	825	60	120	180	30	60	90			
35歳～39歳（S48年2月6日～S53年2月5日）	6,245	10,390	14,535	1,335	60	120	180	30	60	90			
40歳～44歳（S43年2月6日～S48年2月5日）	6,925	11,630	16,335	2,040	120	240	360	60	120	180			
45歳～49歳（S38年2月6日～S43年2月5日）	7,975	13,530	19,085	3,165	180	360	540	150	300	450			
50歳～54歳（S33年2月6日～S38年2月5日）	9,745	16,800	23,855	4,620	270	540	810	360	720	1,080			
55歳～59歳（S28年2月6日～S33年2月5日）	12,150	21,040	29,930	6,940	480	960	1,440	560	1,120	1,680			
60歳～64歳（S23年2月6日～S28年2月5日）	16,240	28,450	40,660	10,740	920	1,840	2,760	920	1,840	2,760			
65歳～69歳（S18年2月6日～S23年2月5日）	23,095	40,970	58,845	15,935	1,750	3,500	5,250	1,600	3,200	4,800			
70歳～74歳（S13年2月6日～S18年2月5日）	33,325	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
子ども	基本保障 1口												
0歳～22歳（H2年2月6日～）	2,775												

●上記表の基本保障（本人・配偶者のみ）には、加入者1人あたり1,890円（3ヶ月分）の制度運営費を加算しております。

●上記負担金は、本人加入者数500名～1999名の場合です。

●表示の負担金は概算であり、申込み切後の正規負担金と概算負担金が異なった場合は、初回から正規負担金を適用します。

●加入頂いた方には後日「ご加入内容のお知らせ」をお送りしますが、控えとして申込書の写しを保管頂きますようお願いいたします。

※平成24年より、生命保険料控除制度が改正されます。（詳細は、8頁「税法上の特典について」をご確認ください。）

・基本保障部分については、以下の通り特約等に応じて新制度の控除対象が異なります。

・生活習慣病重点保障プラン、疾病障害一時金保障プラン、介護一時金保障プランの負担金は新制度の介護医療保険料控除の対象となります。

・傷害保障プランの負担金は、新制度のいずれの保険料控除の対象からも外れます。

●基本保障の保険料内訳（制度運営費を除く）

（単位：円）

新制度での控除区分	保険年齢（歳）	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	
介護医療 保険料控除	基本保障のうち特約部分 （短期入院特約、手術給付特約、 長期入院特約Ⅳ型）の保険料	1口	1,095	1,545	1,720	1,870	2,050	2,375	2,865	3,595	4,435	6,105	9,040	14,050
		2口	2,190	3,090	3,440	3,740	4,100	4,750	5,730	7,190	8,870	12,210	18,080	—
		3口	3,285	4,635	5,160	5,610	6,150	7,125	8,595	10,785	13,305	18,315	27,120	—
一般生命 保険料控除	基本保障のうち主契約 （上記特約部分以外）の保険料	1口	1,470	1,875	2,110	2,230	2,305	2,660	3,220	4,260	5,825	8,245	12,165	17,385
		2口	2,760	3,570	4,070	4,310	4,400	4,990	5,910	7,720	10,280	14,350	21,000	—
		3口	4,050	5,265	6,030	6,390	6,495	7,320	8,600	11,180	14,735	20,455	29,835	—

保障内容について

この「保障内容について」は、選べる「医療保障」マイセレクトのご契約に関する大切な事項を記載したものです。お申し込みにあたっては、必ずお読みください。

■各給付の保障内容について

【基本保障】

給付金	保障範囲
入院給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院した場合、入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めて4日）をお支払いします。支払限度日数は、1入院につき1000日分、通算1095日分となります。
短期 入院給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として1泊2日以上入院した場合、入院給付金日額×入院日数をお支払いします。支払限度日数は、1入院につき4日分、通算60日分となります。
手術給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として所定の手術を受けた場合、手術1回につき、入院給付金日額の10倍または20倍または40倍をお支払いします。同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、給付金をお支払いします。
死亡保険金	保険期間中に死亡したときお支払いします。

*基本保障および以下の各プランにおいて、給付金・保険金をお支払いできない場合がございます。詳細は6頁に記載の「保険金・給付金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

【生活習慣病重点保障プラン】

給付金	保障範囲
生活習慣病 入院給付金	責任開始期以後に発病した所定の生活習慣病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院した場合、入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めて4日）をお支払いします。支払限度日数は、1入院につき1000日分、通算1095日分となります。
生活習慣病 短期 入院給付金	責任開始期以後に発病した所定の生活習慣病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として1泊2日以上入院した場合、入院給付金日額×入院日数をお支払いします。支払限度日数は、1入院につき4日分、通算60日分となります。

【生活習慣病重点保障プラン】

給付金	保障範囲
生活習慣病手術給付金	責任開始期以後に発病した所定の生活習慣病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として所定の手術を受けた場合、手術1回につき、入院給付金日額の10倍または20倍または40倍をお支払いします。同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして、給付金をお支払いします。
三大疾病診断給付金	責任開始期以後、保険期間中に以下に該当した場合にお支払いします。 ① 所定のガンに罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。ただし、以下のガンは対象となりません。 (1) 責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物 (2) 上皮内ガン (3) 皮膚ガン(皮膚の悪性黒色腫を除く) ② 所定の急性心筋梗塞を発病し、60日以上労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。(労働制限を必要とする状態とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。) ③ 所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。 ※ 三大疾病診断給付金はお支払いの条件に合致した都度お支払いします。 ただし、ガンを原因として三大疾病診断給付金が支払われた場合で、当該給付金の支払の原因となったガンおよび当該ガンから転移したと確認されたガン(原発巣(最初にガンが発生した場所)が同じであると保険会社が認めたガン)については、三大疾病診断給付金を支払いません。また、急性心筋梗塞または脳卒中を原因として三大疾病診断給付金が支払われた場合には、当該給付金の支払の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中(これらと医学上重要な関係があると保険会社が認めた疾病を含みます。)については三大疾病診断給付金を支払いません。

【疾病障害一時金保障プラン】

給付金	保障範囲
疾病障害給付金	責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の障害状態に該当したときに疾病障害給付金をお支払いします。また、疾病障害給付金をお支払いした場合、その被保険者についての特約は消滅します。 <例：お支払いする主なケース> ① 両眼の視力に著しい障害を有するもの ② 四肢の機能に障害を有するもの ③ 両耳の聴力に著しい障害を有するもの ④ 永続的な人工透析療法を受けたもの (※) 別表1(6～7頁)参照

【介護一時金保障プラン】

給付金	保障範囲
介護給付金	責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、「寝たきり」や「痴呆」により、所定の要介護状態(公的介護保険の認定基準とは異なります)が180日以上継続したとき介護給付金をお支払いします。(その場合その被保険者についての特約は消滅します。) <要介護状態の定義> 次のいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下記のaに該当し、かつ、下記のb～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態。 a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 b. 衣服の着脱が自分ではできない。 c. 入浴が自分ではできない。 d. 食物の摂取が自分ではできない。 e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。 (2) 器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態。

【傷害保障プラン】

給付金	保障範囲
災害死亡給付金	責任開始期以後の不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険期間中かつその事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき、または責任開始期以後に発病した所定の感染症(注)を直接の原因として死亡したときお支払いします。 (注) コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)
障害給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険期間中かつその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態(1級～6級)のいずれかに該当したとき、障害の程度により、災害死亡給付金の100～10%の障害給付金をお支払いします。 <例：お支払いするケースと障害給付金額> ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの(1級に該当) → 災害死亡給付金の100% ② 1眼の視力を全く永久に失ったもの(3級に該当) → 災害死亡給付金の50% ③ 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの(4級に該当) → 災害死亡給付金の30% (※) 別表2(7頁)参照

■各種給付金のお支払いについて

*各種給付金のお支払いは責任開始期以後保険期間中に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とするものに限ります。さらに、各種入院・手術給付金については、責任開始期以後保険期間中に、医療法に定める日本国内にある病院・診療所(四肢における骨折・脱臼・捻挫または打撲に関し施術を受けるため、保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含む。)または保険会社がそれと同等と認めた日本国外の医療施設に、医師(保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含む。)による治療が必要で、かつ、自宅などでの治療が困難な場合に治療を目的として入院・手術した場合に限ります(人間ドックや美容手術等は対象外です。)。ただし入院については、責任開始期以前の病気または不慮の事故を直接の原因とする場合であっても、当該被保険者の責任開始期から起算して2年を経過した後に入院を開始した時は、その入院は責任開始期以後の原因によるものとします。

*各種給付金(主契約部分を除く)の支払対象となる疾病および各種手術給付金の支払対象となる手術の種類・給付倍率については、三井生命ホームページ http://www.mitsui-seimei.co.jp/for_corporations/guidebook/ を参照願います。

*各種給付金の支払限度日数について、契約が更新された場合にも更新前の支払日数(1入院、通算とも)は引き継がれます。

■保険金・給付金をお支払いできない主な場合

次の場合には免責または解除等となり、保険金・給付金をお支払いできませんので、お申込みの際、特にご注意ください。

また、増額(□)された場合には増額(□)部分についても適用されます。

◆死亡保険金

- その被保険者についての責任開始の日から起算して1年以内のその被保険者の自殺 ●保険契約者の故意 ●死亡保険金受取人の故意
- 戦争その他の変乱(ただし、その程度に応じて保険金を全額または削減してお支払いすることがあります。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

◆その他の給付金(該当するものがマル)

	〈基本保障〉 入院給付金 短期入院給付金 手術給付金	災害 死亡 給付金	障害 給付金	介護 給付金	三大 疾病 診断 給付金	疾病 障害 給付金	〈生活習慣病〉 入院給付金 短期入院給付金 手術給付金
① 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき	●	●	●	●	●	●	●
② 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき *注1	●	●	●	●		●	
③ 被保険者の犯罪行為によるとき	●	●	●	●			
④ 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき	●	●	●				
⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき	●	●	●				
⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき	●	●	●				
⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき	●	●	●				
⑧ 被保険者の薬物依存によるとき	●			●		●	
⑨ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき *注2	●	●	●	●			
⑩ 受取人の故意または重大な過失		●		●		●	
⑪ 被保険者の自殺行為によるとき				●			

*注1:家族特約を付加してご加入されている場合には、その主契約の給付金受取人の故意または重大な過失による時も、家族特約の給付金のお支払いはできません。

*注2:該当被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険会社はその程度に応じ、給付金の全額または削減した金額をお支払いすることがあります。

◆死亡保険金・その他の給付金 共通

- 入院、手術等の原因となる疾病・傷害が加入(増額)日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、加入(増額)日から起算して2年を経過した後に開始した入院・手術等については、加入(増額)日以後の原因によるものとして給付金をお支払いします(疾病障害給付金については、告知義務違反による解除に関する規定に定める告知義務違反がない場合は、経過年数にかかわらずお支払いの対象となります。)
- 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があつて保険契約者またはその被保険者に対する部分が取消または無効とされたとき
- 保険金・給付金を詐取る目的で事故を起こしたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

■主契約(入院給付金)の留意点

*入院給付金のお支払い事由に該当する入院(以下、該当入院という。)を2回以上した場合でそれぞれの入院の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一または医学上重要な関係があると保険会社が認めた場合、1回の入院とみなします。ただし、前回の該当入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな該当入院とみなします。また、該当入院である転入院または再入院をした場合にはそれを証する書類があり、かつ、保険会社がこれを認めるときは継続した1回の入院とみなします。

*該当入院を開始したときまたは入院中に次のいずれかの事由に該当した場合は、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。

- ① その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
- ② その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

*被保険者が入院給付金のお支払いの対象となる入院の期間中に保険期間が満了した場合には、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分を更新しない場合であっても、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

*責任開始期以後に発生した所定の支払事由のうち、同時に2種類以上の手術を受けられた場合は最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術給付金をお支払いします。

■生活習慣病重点保障プランの留意点

*生活習慣病重点保障プランの各種特約の給付金支払に際し、提出された診断書上に対象となる疾病名・手術名が明記されていれば、本人(主契約の被保険者)が了解している(告知を受けている)ものとして本人に給付金をお支払いします。

■疾病障害特約(疾病障害一時金保障プラン)の留意点

別表1(疾病障害給付金の対象となる疾病障害状態)

- (a) 両眼の視力に著しい障害を有するもの
- (b) 両耳の聴力に著しい障害を有するもの
- (c) 平衡機能に著しい障害を有するもの
- (d) 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (e) 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (f) 両上肢のおよび指の機能に著しい障害を有し、かつ、両上肢のひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
- (g) 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (h) 両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を有するもの
- (i) 四肢の機能に障害を有するもの
- (j) 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの

(k) 次の疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの
呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血管疾患、高血圧、骨盤内臓器の障害

(l) 両上肢のおや指を欠き、かつ、両上肢のひとさし指または中指を欠くもの

(m) 1 上肢のすべての指を欠くもの

(n) 両下肢のすべての指を欠くもの

(o) 1 下肢を足関節以上で欠くもの

(p) 永続的な人工透析療法を受けたもの

※ (a)～(k)までのいずれかに該当した場合は、その疾病障害状態がその該当した日から起算して 180 日以上継続したと医師によって診断されたとき。

■傷害特約(傷害保障プラン)の留意点

* 傷害特約は、責任開始期以後保険期間中の不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日以内でかつ保険期間中に死亡もしくは別表2に定めるいずれかの身体障害状態に該当したとき、または責任開始期以後に発病した所定の感染症(所定の感染症とは、コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS])(ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限りません。)を直接の原因として死亡した時に一時金をお支払いします。ただし、身体障害状態のうち別表2に定める2級～6級に該当する場合はご加入の給付金額に該当等級の給付割合を乗じた額を一時金としてお支払いします。(別表2において2種目以上に該当する場合は保険約款に基づきお支払いします。)また、同一の不慮の事故または同一の保険期間において、給付割合の通算支払限度割合は100%を限度とし、100%に達した時点で当該被保険者についてこの特約は消滅します。

別表2 (障害給付金の対象となる身体障害状態および災害死亡給付金に対する給付割合)

等級	身体障害	給付割合
1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの	100%
2級	8. 1 上肢および 1 下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1 肢に 3 級の 13 から 15 までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の 1 肢に 3 級の 13 から 15 までまたは 4 級の 21 から 25 までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
3級	12. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1 手の 5 手指を失ったかまたは第 1 指(母指)および第 2 指(示指)を含んで 4 手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1 下肢が永久に 5 センチ以上短縮したもの 24. 1 手の第 1 指(母指)および第 2 指(示指)を失ったかまたは第 1 指(母指)および第 2 指(示指)のうち少くとも 1 手指を含んで 3 手指以上を失ったもの 25. 1 手の 5 手指の用を全く永久に失ったかまたは第 1 指(母指)および第 2 指(示指)を含んで 3 手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10 足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1 足の 5 足指を失ったもの	30%
5級	28. 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第 1 指(母指)もしくは第 2 指(示指)を失ったか、第 1 指(母指)もしくは第 2 指(示指)を含んで 2 手指を失ったかまたは第 1 指(母指)および第 2 指(示指)以外の 3 手指を失ったもの 31. 1 手の第 1 指(母指)および第 2 指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の 5 足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
6級	37. 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢を永久に 3 センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第 1 指(母指)もしくは第 2 指(示指)の用を全く永久に失ったか、第 1 指(母指)もしくは第 2 指(示指)を含んで 2 手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第 1 指(母指)および第 2 指(示指)以外の 2 手指もしくは 3 手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第 1 指(母指)および第 2 指(示指)以外の 1 手指または 2 手指を失ったもの 42. 1 足の第 1 指(母指)または他の 4 足指を失ったもの 43. 1 足の第 1 指(母指)を含んで 3 足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

● 税法上の特典について

■平成 24 年より生命保険料控除制度が改正されます。

平成 24 年 7 月分までの負担金は、制度運営費を差し引いた金額が旧制度の一般生命保険料控除の対象となります。平成 24 年 8 月分以降の負担金は、制度運営費および傷害保障プランの負担金を差し引いた金額のうち、基本保障のうち特約部分（短期入院特約、手術給付特約、長期入院特約Ⅳ型）の保険料、生活習慣病重点保障プラン・疾病障害一時金保障プラン・介護一時金保障プランの負担金が新制度の介護医療保険料控除の対象、基本保障のうち主契約（前述特約部分以外）の保険料が新制度の一般の生命保険料控除の対象になります。（所得税法第 76 条）

* 制度運営費は、お一人あたり 1,890 円（3ヶ月分）

生命保険料控除制度の改正概要については、(社) 生命保険協会ホームページをご覧ください。http://www.seiho.or.jp/

★控除証明書 配偶者・子どもは本人の控除証明書に合算されて記載されます。

■死亡保険金・災害死亡給付金は、相続税法により、保険金受取人が本人の法定相続人のとき、「500 万円 × 法定相続人数」まで非課税となります。（相続税法第 3 条、第 12 条）

■各種入院給付金、各種手術給付金、三大疾病診断給付金、介護給付金、各種障害給付金は一切非課税です。（所得税法施行令第 30 条）

*平成 23 年 12 月現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違する場合があります。

● その他の留意点

*生活習慣病重点保障プラン、疾病障害一時金保障プラン、介護一時金保障プラン、傷害保障プランは基本保障（主契約）の消滅と同時に消滅します。（生活習慣病重点保障プラン、疾病障害一時金保障プラン、介護一時金保障プラン、傷害保障プランのみの継続は不可。）

*基本保障 120 名（配偶者・子ども含まず）が維持できなくなった場合は、制度存続できません。また、生活習慣病重点保障プラン（配偶者含む）は 75 名、疾病障害一時金保障プラン、介護一時金保障プラン、傷害保障プラン（配偶者含む）は 120 名の加入人員を維持しない場合には該当するプランの存続は出来ません。

*当制度は無配当医療保障保険（団体型）ですので配当金（配分金）はありません。

*「医療保障保険契約内容登録制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

無配当医療保障保険（団体型）、医療保障保険（団体型）または医療保障保険（個人型）（以下「医療保障保険」といいます。）にご契約いただいた場合、引受保険会社（三井生命保険株式会社）は、生命保険制度が健全に運営され、入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、下記のとおり、引受保険会社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。

引受保険会社は、社団法人生命保険協会および社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、引受保険会社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、引受保険会社は、社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

引受保険会社の医療保障保険契約に関する登録事項については、引受保険会社【三井生命保険株式会社】が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、引受保険会社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、引受保険会社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、引受保険会社の担当者にお問い合わせください。

【登録事項】

(1) 被保険者の氏名、生年月日および性別 (2) 保険契約の種類 (3) 治療給付率 (4) 入院給付金日額 (5) 保険契約者名 (6) 契約日
その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（http://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

◆生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820 HP アドレス http://www.seihohogo.jp/

◆個人情報の取扱について

本保険制度の運営にあたっては、日本税理士共済会（保険契約者）は申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続のために使用し、日本税理士共済会が保険契約を締結する引受保険会社（三井生命保険株式会社）へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため利用（注）し、また、日本税理士共済会上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、日本税理士共済会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が制限されています。

■引受保険会社 三井生命保険株式会社（100%）